

Client Alert

15 October 2025

シンガポール：知的財産庁が特許審査ハイウェイプログラム（PPH）を強化

本アラートに関する
お問い合わせ先：



竹中 陽輔
パートナー
03 6271 9548
Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com

概要

2025 年 9 月 12 日、シンガポール知的財産庁（IPOS）は、特許審査ハイウェイプログラム（Patent Prosecution Highway Program／PPH）のさらなる強化を発表した。同制度は、新しい技術を有する企業にとって、より使いやすく、また、より多くのメリットを享受できるため、「シンガポールのグローバル知財／イノベーション拠点としての地位」をさらに高めるものとして期待されている。

詳細

(a) IPOS の PPH プログラムについて

シンガポール知的財産庁（IPOS）は、中国、メキシコ、EU、サウジアラビア、フランス及びマレーシアの知的財産庁と PPH プログラムを実施している。また、IPOS は、27 以上の知的財産庁が参加する「グローバル PPH プログラム」にも参加している。IPOS は、PPH 出願から約 10 か月以内に最初の審査通知を発行することを目指しており、PPH パートナーのネットワークを活用することで、迅速な特許取得が可能となる。

(b) パイロット施策：手数料の返金

企業の支援及び PPH プログラムへのアクセス向上を目的として、IPOS は検索及び審査報告書に関する手数料返金制度のパイロット施策を開始した。この施策では、2025 年 9 月 15 日から 2027 年 12 月 31 日までの間に PPH 出願を行った場合、検索・審査請求に支払った公式手数料の 30% が返金される。返金額は以下の通りである：

- 検索及び審査報告書の請求：SGD 615
- 審査報告書のみの請求：SGD 426

(c) サウジアラビアとの提携

IPOS とサウジアラビア知的財産庁の二国間 PPH プログラムは、2025 年 9 月 12 日以降、無期限で延長された。このプログラムでは、最初の出願が IPOS またはサウジアラビア知的財産庁である必要がなくなり、両国での特許保護を求める企業にとって、より柔軟でアクセスしやすい制度となる。

重要なポイント

- IPOS は PPH プログラムの対象範囲を拡大しており、近時はインドネシア及びマレーシアとの PPH プログラムの拡張も行われた。
- 審査開始前であればいつでも PPH 申請が可能であり、企業は商業的なタイムラインに合わせて知的財産戦略を調整することができる。



- PPH 出願により、審査期間と費用が大幅に削減されており、IPOS によれば、PPH 出願の特許付与率は平均 94%、最初の審査通知での特許付与率は 70%となっている。
- シンガポールは、多国間特許保護の戦略的な出願拠点として活用可能である。今回の手数料返金施策やサウジアラビアとの提携延長は、PPH プログラムの強化と、シンガポールを地域 IP ハブとして位置づける IPOS の継続的な取組を示している。
- これらの動きは、シンガポール IP 戦略 2030（SIPS 2030）の一環であり、特許審査の魅力を高め、障壁を減らすことで、シンガポールの無形資産・知的財産制度の強化を目指すものである。